

経済的な理由により教育費にお困りではありませんか？

令和3年度

就学援助制度じゅんようほごせいとしゅうがくえんじょひ (準要保護生徒就学援助費)のご案内



この制度は、中学生のお子さんをお持ちの家庭で、経済的な理由により教育費にお困りの保護者の方へ援助を行うものです。この度、令和3年度(令和3年4月～令和4年3月支給)の申し込みを受け付けますので、就学援助をご希望の保護者の方は下記および裏面の制度内容をよく読んでいただき、就学先の学校を通して教育委員会に申請をしてください。



援助を受けられる人は決まっていますか？⇒下記の表に該当する方が対象です。

- ① 前年度及び本年度において次のいずれかに該当される方
 - (1) 生活保護法に基づく保護の停止または廃止となった方(過去1年以内)
 - (2) 町民税が非課税の方 (3) 町民税の減免、国民年金の掛金の減免を受けている方
 - (4) 国民健康保険料の減免、または徴収の猶予を受けている方
 - (5) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている(※児童手当ではありません)
 - (6) 福祉資金貸付制度による貸付を受けている方
- ② ①以外で次のいずれかに該当し、世帯所得が基準以下の方(世帯によって基準額が変わってくるため、申請後に教育委員会が計算をします)
 - (1) 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪い方
 - (2) 給食費、学級費等の納入に困っている方及び学用品等に不自由している方
 - (3) その他特別の事情のある方



申請はどうやったらいいですか？ ⇒まずは、制度申込み案内にある「就学援助費受給申請書 申込書」を切り取って、就学先の学校に提出してください。

提出日 在校生:制度申込み案内にある〆切日まで

申込書を提出された後、学校から「就学援助費受給申請書」を受け取っていただきます。記入例を見ながら必要事項を記入していただき、申請書を受け取ってから2週間以内に就学する学校へ提出してください。(中学校に進学する6年生も小学校に提出してください。)



就学援助費を受給できることになったら、どんな費用を援助してもらえますか？

⇒援助できる費用は下記のとおりです。支給の上限額が決まっています。

支給額等一覧

※この金額は令和2年度基準なので、令和3年度は変更になる可能性があります。

援助費項目	内容	中学生	
		支給学年	支給上限
新入学学用品費	新入学用の学用品を購入する費用を援助します。 (入学前の令和3年2月中に支給)	1年生	60,000円以内
学用品費	学用品の購入をする費用を援助します。	1～3年生	22,730円以内
通学用品費	通学用品を購入する費用を援助します。	2～3年生	2,270円以内
校外活動費(宿泊)	宿泊を伴う校外活動の見学料などを援助します。	1～2年生	6,210円以内
修学旅行費	修学旅行の費用を援助します。	3年生	60,910円以内
給食費	年間の給食費を援助します。	1～3年生	57,350円以内
医療費	特定の疾病になった場合、病院の治療費を援助します。 ①トラコーマ及び結膜炎 ②白癬、疥癬及び膿痂疹 ③中耳炎 ④慢性副鼻腔炎及びアデノイド ⑤う歯 (むし歯) ⑥寄生虫病(虫卵含有を含む)	1～3年生	上限なし
眼鏡等の購入費	眼鏡やコンタクトレンズの購入費を援助します。	1～3年生	5,000円以内
PTA会費	学校のPTA会費を援助します。	1～3年生	4,260円以内
生徒会費	学校の生徒会費を援助します。	1～3年生	5,550円以内



申請をした後、結果はいつ頃わかりますか？ ⇒新入学生の結果は令和3年2月頃に通知します。

新入学生の支給決定者には、「新入学学用品費」の支給を令和3年2月中に行いますので、そのご連絡と合わせて通知いたします。なお、残念ながら不認定となった場合には同時期に保護者へ審査結果を通知いたします。

問い合わせ先

ご不明な事がありましたら、就学先の学校または教育委員会にご連絡ください。
八頭町教育委員会事務局(八頭町北山 63 番地 1) TEL:0858-84-1231

